



保険資格確認について

昨年 2025 年 12 月～保険証修了・マイナ保険証本格導入以降、**診療毎日(つまり毎回)、資格確認が必要**と指示が変更なっておりま
す。(マイナ保険証・資格確認書などいざれ
も)。**毎回持参をお願い致します。**(スマホマ
イナ保険証も対応しております)

また、顔写真無しの資格確認法の場合、顔写
真付き身分証明証を確認させて頂くことが
有ります(免許証・社員証・パスポートなど)
宜しくお願い致します。

2025 年 12 月 2 日(火)～

原則はマイナ保険証利用 or 資格確認証
(“保険資格のお知らせ”的場合、マイナ
保険証実物提示が必要です)

※R8.3 月まで条件付きで緩和措置有り
(オンライン資格確認で“有効” &顔写真身分証明をお願いする場合があります)

4 月 1 日～緩和措置なし (自費となる)



ITOKC 2026.2.10